根羽村地球温暖化対策計画策定業務

特 記 仕 様 書

平成30年 4月

根羽村住民課

目 次

第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・　 1

第2章 業務一般・・・・・・・・・・・・・・・・　 3

第3章 業務内容・・・・・・・・・・・・・・・・　 4

1. 照査　・・・・・・・・・・・・・・・・・　 5

第5章 成果物・・・・・・・・・・・・・・・・・　 5

第1章 総 則

1.1 業務の目的

本業務（以下、業務と称する）は、本特記仕様書に基づいて別記業務内容を実施し、もって政府の地球温暖化対策計画に掲げる温室効果ガス排出量2013年度対比40%削減の実行を目的とする。

* 1. 一般仕様書の適用

業務は本特記仕様書に従って実施するが、本仕様書に記載の無い事項については、委託者との協議及び委託者の指示するところによる。

* 1. 費用の負担

業務の検査等に伴う費用は、本仕様書に明記されないものであっても原則として受

託者の負担とする。

* 1. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり関連する法令等を遵守すること。

* 1. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう、努めること。

* 1. 秘密の保持

受託者は、業務遂行上において知り得た情報・内容などを、第三者に漏らしてはならない。

* 1. 関係機関との協議

受託者は業務実施に際し、必要となる関係機関との協議には同席すると共に、必要となる資料・書類等の作成を遅滞なく行うこと。

* 1. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、委託者の契約約款に定めるもの以外に下記

の書類を提出する。

（イ）業務着手届 （ロ）業務工程表 （ハ）管理技術者届

（ニ）職務分担表 （ホ）業務履行届 （ヘ）納品書

（ト）業務委託料請求書

なお、既に承認された事項を変更しようとするときは、その都度、書類提出をもって委託者の承認を受けなければならない。

* 1. 管理技術者、照査技術者及び担当技術者

（1） 受託者は、管理技術者、照査技術者及び担当技術者をもって秩序正しく業務を

行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、掃討の経験を有する技

術者を配置しなければならない。

（2） 受託者は業務の円滑なる遂行を図るため、各技術部門に精通する技術者を配置し、より高い業務成果に繋げるものとする。

* 1. 工程管理

受託者は、業務の工程に大幅な変更が生じた場合には、速やかに変更工程表を作成・提出し、委託者と協議する。

* 1. 完成検査

1. 受託者は、業務完了時において委託者による完成検査を受けること。
2. また完成検査において訂正・修正等が認められた場合には、直ちに訂正・修正を行うと共に、その部分に関して委託者の確認を受けること。
3. 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合

には、受託者は直ちに当該業務の修正を行うこと。

* 1. 引き渡し

業務完成検査に合格後、本仕様書に指定された提出図書一式を納品し、業務完了とする。

* 1. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、または本仕様書に定めの無い事項については、委託者と受託者が協議のうえ、これを定める。

* 1. 業務委託期間

本業務の委託期間は、以下のとおりとする。

自 契約の翌日

至 平成 31 年 1 月31日

第2章 業務一般

* 1. 一般的事項

（1） 業務の実施にあたり受託者は、委託者の定める監督員と綿密な連絡をとるとともに、協議事項等に関してはその都度記録し、相互に確認すること。

（2） 業務着手時・設計業務の主要な区切り、および業務完了時等において、委託と受託者は打合せを行い、その結果を記録して相互に確認する。

* 1. 設計基準等

業務実施には、本仕様書の「第6章 準拠すべき図書・基準等」に示す基準等に準ずると共に、別途、委託者の指定する図書等があれば、同様に準じて作業するものとする。

* 1. 業務上の疑義

業務において疑義の生じた場合は、監督員と協議のうえ、これらの解決にあたり、それをもって次工程の業務にあたる。

* 1. 出典根拠の明確化

業務実施に際し、その根拠となった基準・数値・資料等に関しては、その出典根拠を明確にするとともに計画書（成果物）に明記し、疑義の解消に努める。

* 1. 参考資料の貸与

委託者は、業務に必要な調査資料等を貸与するが、受託者は借用書をもって借り受け、返納書をもって返却すること。

* 1. 現地調査

受託者は必要に応じて現地調査を行い、既有施設および各施設周囲環境等に関する概況を確認・ 把握し、業務に反映する。

第3章 業務内容

3.1　業務概要

根羽村では、平成20年3月に「根羽村地球温暖化防止実行計画」を策定したが、本計画は平成25年度末をもって終了しており、現在有効な計画がなく、更に地球温暖化対策計画の基準年度である平成25年度の温室効果ガス排出量の把握もできていない状況である。

本事業では、平成25年度及び平成29年度における温室効果ガスの総排出量等を調査分析し、政府の地球温暖化対策計画に掲げる2030年度において、温室効果ガス排出量が2013年度対比40%削減となるよう実行するために、新たな「根羽村地球温暖化対策計画」を策定するに必要な資料整備をおこなうものである。

なお、本事業で調査対象とする施設は別紙に示す。

3.2 業務項目

① 温室効果ガスの排出量の確認

　　　　　本自治体で所有する施設（住宅を除く）について、2013年度及び2017年度の電気･ガス･灯油等の使用量より温室効果ガスの排出量を把握する。

　　 ② 温室効果ガス削減の計画素案の検討

　　　　　調査事項①の結果を基礎として、温室効果ガス削減の計画素案を検討する。

　　 ③ 温室効果ガス削減計画に対するマネジメント素案の作成

　②により検討した温室効果ガス削減の計画素案に対し、重要度が高く、今後他施設への波及効果の期待できる施設おけるマネジメント素案を作成する。

④マネジメント素案に対する可能性検討

　　 ③により作成したマネジメント素案の、可能性について調査をし、実現方策に対し検討する。

以上の業務結果を取り纏めて報告書とし、所要の装丁・部数を納品する。

第4章 照 査

* 1. 照査の目的

受託者は、業務を遂行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を

行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施

し、現状把握、計画の妥当性等に誤りがないように努めること。

* 1. 照査の体制

受託者は遺漏なき照査を実施するため、照査報告書をもって委託者に報告する。

* 1. 照査事項

受託者は検討・計画内容の適合性、妥当性の確認を行うとともに、以下に示す事項に関する照査を実施すること。

（1）業務方針の整合性

（2）基本事項の妥当性

(3) 実現方策及び整備内容の妥当性

　　（4）施設計画の妥当性

　　（5）経営計画の妥当性

1. 成果物
   1. 提出図書

受託者が提出する成果物は、以下に示すものとする。

1. 業務報告書・・・ A4版 製本2部
2. 同上電子データ一　 ・・・　1式
3. 打合せ議事録・・・・A4版 1部
4. 照査報告書・・・　1部

　　 (5) その他、委託者が必要とする書類　　1式

5.2　装丁等

成果物の装丁等に関しては、委託者の指示するところに依る。